

祝 西原町誕生



伸びゆく西原を象徴する市街化区域 (東洋建設ビル屋上から撮影)



発行所
西原町役場
西原町字嘉手刈112番地
電話 (09894) 5-4533
印刷
印刷センター 大 永
電話 (0988) 67-5111~3

町の世帯・人口
(昭和54年2月末日現在)
世帯数 3,698世帯
人口 15,512人
男 7,880人
女 7,632人
2月の人口移動
出生 19人 死亡 4人
転入 107人 転出 53人
婚姻 8件 離婚 1件

気分も新たに

「西原町役場」の表札掲げる

七十年間繁栄を続けて参りました村制に終止符を打ち、新生西原町(官報自治省告示第六十三号)が昭和五十四年四月一日から名実共に誕生しました。

町では、四月二日(月)の午前九時半から町役場庁舎玄関入口で



万歳三唱で町制施行を祝う町役場職員―町役場会議室で―

宮平町長と平安助役の手で「西原町役場」の表札が職員の見守る中掲げられ、全員が町制を心から祝った。表札は黒のみかげ石に白い字でたくましく「西原町役場」と書かれた長さ一メートル、幅三二センチに厚さ三・二センチのりっぱなもので筆跡は新川善一郎氏(北谷高校教諭)によるもの。

表札掲示終了後、全職員に町長から訓示があり、その中で、町制施行に至るまでの経過と本町の歩みを説明した。また、三月九日に本村が全国町村会(坂本常蔵会長)から優良村として表彰されたことも付け加えた。「西原町がこのような飛躍発展するのは諸先輩の方々のご尽力の賜であります。また町制施行に骨折りを下された議会関係者各位の皆様深く感謝致します。町役場職員の皆さんには、役場に入ったときの初心を忘れず、一人ひとりが町長の心構えで職務に専念してほしい。」と職

員の奮起を促した。次いで平安助役の音頭で「万歳三唱を行ない、町制を祝った。なお町昇格を祝う記念式典は、町社会福祉センター、町中央公民館の落成を併せて五月二十六日ごろ中央公民館で盛大に行なう予定である。

長年慣れ親しんだ「村」を名残惜しむ声はあるものの、町民の皆様には、今後の西原町発展のためご協力を賜りますとともに町民意識の高揚と町民の融和が望まれるところでもあります。



西原町役場の表札を掲げる
宮平町長(右)と平安助役(左)

4月1日から新生西原町が誕生しました。

燃えるゴミと燃えないゴミは分別して出しましょう。

新設校用地取得を計画



はじめに

本日ここに三月定例議会を迎え昭和五十四年度の予算案をはじめ条例案等を提案するにあたり、村政

村から都市的形態に大きく変容し、その対応に迫られ町制施行を余儀なくされております。いわゆる時代の流れに順応したことになります。私は新町として理想的な町政の実現を図る所存であります。

近年の急激な地域社会の変化に対処し、新しい地域づくりのためには多額の財源を必要としますが町財政は長期化する不況の影響をうけ町税や地方交付税の大幅な伸びは期待できず国庫支出金の増加に依存している現下の厳しい財政事情を配慮しつつ社会経済情勢に即応した財政需要を確立し財源の配分にあたっては、政策的な経費を中心に選択を行い職員定数については、厳しくこれを抑制することともに一般行政経費はこれを節

社会福祉の増進

社会福祉の増進を図るには、その基礎となるべきものは、先ず住民の健康だと考えます。住民の心身共に健全な基礎に、あらゆる営みが展開され、明るく住みよい豊かな町づくりができるものと信じます。

現状をみますとき、住民の健康水準は生活の向上と公衆衛生施設等の推進に伴い著しく改善されておりますが、その反面、社会環境の複雑化によるストレスの増大や電化の普及、モータリゼーションの進展等で世の中が便利になり、体を動かす機会が少なくなったために、心身の健康がそこなわれ、体力の低下などもたわって現われております。「自分の健康は、自分で創りだすもの」そのためには、「自分の健康に、自分から進んで投資する。」このことを念頭に、健康づくりが生活の基本となるよう認識を広く住民各層に浸透させるべく広報活動を推進すると共に、併せて、疾病の早期発見のための集団検診等を実施し、町民の健康の維持、増進を図りたいと存じます。又、西原まつり、町民運動会もこれまで同様実施し、各種団体とも提携して、町民の融和と健康増進を図る考えであります。

老人福祉につきましては、老人福祉法に基づき、老人の生活環境の改善を図り、八十才以上は八、〇〇〇円、八十五才以上は八、〇〇〇円、九十才以上は一〇、〇〇〇円に改め、老人福祉の増進を図る考えであります。又、昨年度、社会福祉センターを建設致しましたので、町社会福祉協議会、ボランティア団

感、孤独感、益々強まっております。精神的にも、経済的にも老人対策は重要な社会課題と考えますが、町民の敬老思想の高揚を図り、老人をいたわり、大切に心の福祉を考えるべきだと存じます。

その他、高令者に対し敬老の意を表し憩いと安らぎを与えるため、八十才以上に一律五、〇〇〇円の敬老年金を支給しておりますが、本年度から支給方法の改善を図り、八十才以上は六、〇〇〇円、八十五才以上は六、〇〇〇円、九十才以上は八、〇〇〇円、九十才以上は一〇、〇〇〇円に改め、老人福祉の増進を図る考えであります。

又、昨年度、社会福祉センターを建設致しましたので、町社会福祉協議会、ボランティア団

で年次的に増進し、交通安全防犯並びに青少年の健全育成に寄与して参りましたが、本年度も増設し、明るく住みよい町づくりを推進したいと存じます。

自然環境の保全と公害防止につきましては、住民の健康保持と快適な生活環境を保全する立場から、これまでどおり法律上の規制と相まって行政指導、監視体制、及び測定を強化し、万全を期す所存でございます。

水事業につきましては、生活水準の向上並びに産業の進展等に伴って年々需要は増大する傾向にあり、それに対応するためこれまで年次的に配水施設の建設改良を図って参りましたが、配水設備の有機機能と災害水利設備の強化を図るため、内間ライン、我謝ラインの改良を行

農林水産の振興

農林水産の基礎的条件の整備と農業地域の生活環境の整備を総合的に推進する必要があると存じます。

農業の基礎資源である農用地の確保につきましては、遊休農用地の再開発を促進し、農用地の拡大を図る考えであります。

農業生産基盤の整備につきましては、かんがい排水施設整備事業等を実施し整備を図って参りましたが、昭和五十四年度には、農業生産の拡大につきましては、基幹作目であるとうきびをこれまで同様、新植の促進、病害虫の一斉防除、並びに古株の集団更新等を効果的に実施し、生産性の向上を図る考えでございます。

昭和五十四年度施政方針

執行に対する所信の一端と施策の基本方針を述べ、村民の御理解と議員各位の一層の御協力をお願い申し上げます。

私は村行政にあたり村民のご理解とご支援によりましてよい環境のもとに明るく住みよい秩序ある村づくりを基調に村政発展と住民福祉の増進に寄与してまいりました。

さて、念願でありました町制を県はじめ県議会そして村議会の深いご理解とご努力併せて社会福祉センター並びに中央公民館の落成を契機として昭和五十四年四月一日を期し町制を施行することになりました。

願ひますと、七〇年間という村に名残りを惜み新しい町に発展的に移行することは、本村が純農

減合理化に努め、起債対象事業費は、可能な限り地方債を活用し、立ち遅れている公共施設の整備及び産業振興等の事業を第一目標にかかげ、これを計画的に推進し、住民福祉の向上を図り町民の生活に生がいと希望を与える地域の建設に貢献いたします。

なお、行政運営にあたっては、町民の意見を求め、それを町政に反映させ町民本位の行政運営を確立し、行政目標に向って明るい豊かな平和な町づくりに精力的に取り組む所存であります。

以上、町政運営並びに昭和五十四年度予算編成にあつて基本的な考え方をお願い申し上げますが、次に各施策について申し上げます。

減合理化に努め、起債対象事業費は、可能な限り地方債を活用し、立ち遅れている公共施設の整備及び産業振興等の事業を第一目標にかかげ、これを計画的に推進し、住民福祉の向上を図り町民の生活に生がいと希望を与える地域の建設に貢献いたします。

住みよい生活環境の整備

低下ともなつて現われております。「自分の健康は、自分で創りだすもの」そのためには、「自分の健康に、自分から進んで投資する。」このことを念頭に、健康づくりが生活の基本となるよう認識を広く住民各層に浸透させるべく広報活動を推進すると共に、併せて、疾病の早期発見のための集団検診等を実施し、町民の健康の維持、増進を図りたいと存じます。又、西原まつり、町民運動会もこれまで同様実施し、各種団体とも提携して、町民の融和と健康増進を図る考えであります。

老人福祉につきましては、老人福祉法に基づき、老人の生活環境の改善を図り、八十才以上は八、〇〇〇円、八十五才以上は八、〇〇〇円、九十才以上は一〇、〇〇〇円に改め、老人福祉の増進を図る考えであります。又、昨年度、社会福祉センターを建設致しましたので、町社会福祉協議会、ボランティア団

感、孤独感、益々強まっております。精神的にも、経済的にも老人対策は重要な社会課題と考えますが、町民の敬老思想の高揚を図り、老人をいたわり、大切に心の福祉を考えるべきだと存じます。

都市施設の整備

町民が安全でかつ快適な生活が営めるように住みよい生活環境の整備を、これまで年次的に整備拡充を図って参りましたが特に本年度から五ヶ年計画で部落内道路を重点的に整備する計画であります。

又、国庫補助事業としては、引き続き道路改良工事、準用河川改修工事等を実施し、遂次整備を図る考えであります。

市街化区域内の都市施設の整備につきましては、昭和五十二年度から整備促進を図っておりますが、本年度は、内間都市下水路事業、幸地公園事業並びに兼久公園の用地取得等を実施し、年次的に都市施設の整備を図る考えでございます。

(三面からのつづき)

造林事業につきましては、生活環境の緑化を促進するため年次の造林事業を推進する考えであります。

水産業の振興につきましては、二〇〇海里時代を迎え、亜熱帯海洋県として特色を生かした水産業の振興を県としても進めておりますが、本町の実態は漁業従事者も少ないわけですが、漁業者組合を中心として漁業技術の共同研究生産拡大を

教育文化の振興

高めるための対応がなされておりますので、今後は、増養殖技術の開発を促進し経営規模の拡大を図り、漁業者を育成した水産業の振興を進める考えであります。

教育諸条件の整備拡充につきましては、これまで重点的に推進して参りましたが、とりわけ西原小学校の過密問題につきましては、昨年度、学校問題整理

促進委員会を設置し、検討致しました結果、小学校の規模適正化の面から早急に小学校を新設する必要がある、本年度は用地取得を計画致しております。

不適格校舎の解消につきましても年次の整備を図る考えであります。本年度は、西原中学校の特別教室の新築工事を行う考えであります。

又、社会教育の振興につきましては、中央公民館を建設致しましたので、施設の効果的活用を図り、住民の生活文化の向上

と社会福祉の増進を図り、社会教育を推進したいと存じます。社会体育の振興につきましても、これまで、社会体育指導員を配置すると共に各種団体等の協力を得て住民の体力づくり青少年の健全育成を進めて参りましたが、現状をみましたとき社会体育施設の必要性を痛感致しております。町制施行記念事業として、総合的な社会体育施設として運動公園(仮称)を構想し、本年度は基準調査、設置を策定し、年次計画で社会体

行政経費の節減と財源の確保

育施設の充実強化を図る考えであります。社会体育施設が整備されるまでの間、西原中学校グラウンドに夜間照明灯を設置し社会体育の振興を図りたいと存じます。

現下の厳しい財政事情下で、住民要求は多種多様化し、行政需要は年々増大する傾向にあり、その対応に苦慮致しております。

ため、株式会社琉球銀行を指定した。

園児が宿泊ピクニック

去る二月十日・十一日の両日、西原しらくり保育園とホサナ幼稚園の四十七名の園児達は、両親から離れて一泊二日の宿泊ピクニックを楽しんだ。

友達どうしの思い出を残し同時に自立心を養うのに大きく役立ったようである。10日園内宿泊し翌日は宜野座村の浜で自然と戯れた。現代子の園児達は見なれぬ風景に大はしゃぎ。

同園では、七年前の昭和四十八年から毎年一回このピクニックを行なっており、両親達からの反響も良いとのこと。

大城園長は「成果は充分にありました。特に両親から離れて自立心を養うのに役立ちました。来年も楽しみです。」と語り来年に向けて自信を深めている。

呉屋善徳氏………
援護功労賞を受賞

このほど、町役場職員の呉屋善徳氏(五十九才)に、永年援護関係で貢献されたということで厚生省援護局長河野義男から功労賞の賞状と金一封が贈られた。

同氏は、通算で十年間援護事務を担当し、多大なる功績を残した。

昭和54年度当初予算を議決
指定金融機関も指定

● 今回の議会では、昭和五十三年度の補正予算、昭和五十四年度の当初予算、町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定、町中央公民館の設置及び管理に関する条例の制定、町制施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定、敬老年金の額の改定、指定金融機関の指定などが決議された。

三月十三日から三月二十八日にかけて十六日間の会期で昭和五十四年度第二回村議会定例会が開かれた。

この議会に提出された案件は、議案二十五条、同意一件、陳情三件であり、議案二十四件が原案可決、一件が修正可決された。今度の議会は村制最後の議会となった。

その内容は次の通り。

● 議案第二〇号
西原村委員会条例の一部を改正する条例(原案可決)

● 議案第二二号
西原村議会会議規則の一部を改正する規則(原案可決)

● 議案第二三二号
専決事項の指定について(原案可決)

● 議案第二四号
昭和五十三年度西原村一般会計補正予算について(原案可決)

● 議案第二五号
昭和五十三年度西原村水道事業会計補正予算について(原案可決)

● 議案第二六号
昭和五十三年度西原村国民健康保険特別会計補正予算について(原案可決)

● 議案第二七号
昭和五十四年度西原町一般会計予

● 議案第二八号
昭和五十四年度西原町水道事業会計予算について(原案可決)

● 議案第二九号
昭和五十四年度西原町国民健康保険特別会計予算について(原案可決)

● 議案第三〇号
西原村を西原町とすることに伴う関係条例の整理に関する条例制定について(原案可決)

● 議案第三一〇号
西原村職員定数条例の一部を改正する条例(原案可決)

● 議案第三二〇号
西原村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(原案可決)

● 議案第三三〇号
西原村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(原案可決)

● 議案第三四〇号
西原村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(原案可決)

昭和54年度

総額

町一般会計予算

25億0,484万2千円

昭和54年度町一般会計予算概要

【オ 入】

(単位：千円)

款	本年度	前年度	比 較	構成比%	伸び率%
町 税	491,989	460,337	31,652	19.6	6.9
地 方 譲 与 税	30,176	30,609	△ 433	1.2	△ 1.4
娯楽施設利用税交付金	18,905	21,439	△ 2,534	0.7	△ 11.8
自動車取得交付金	7,211	3,319	3,892	0.3	117.3
国有提供助成交付金	334	306	28	0.0	9.2
地 方 交 付 税	562,871	429,558	133,313	22.5	31.0
交通安全対策特別交付金	1,621	790	831	0.1	105.2
分担金及び負担金	111,919	99,250	12,669	4.5	12.8
使用料及び手数料	5,039	4,165	874	0.2	21.0
国庫支出金	399,991	296,625	103,366	16.0	34.9
県 支 出 金	120,933	158,078	△ 37,145	4.8	△ 23.5
県 財 産 収 入	5,168	5,776	△ 608	0.2	△ 10.5
寄 附 金	2	2,501	△ 2,499	0.0	△ 99.9
繰 入 金	75,000	342,157	△ 267,157	3.0	△ 78.1
繰 越 金	15,000	28,000	△ 13,000	0.6	△ 46.4
諸 収 入	5,383	6,137	△ 754	0.2	△ 12.3
町 債	653,300	326,700	326,600	26.1	99.9
オ 入 合 計	2,504,842	2,215,747	289,095	100	13.1

【オ 出】

款	本年度	前年度	比 較	構成比%	伸び率%
議 会 費	60,226	51,257	8,969	2.4	17.5
議 務 費	280,172	227,458	52,714	11.2	23.2
民 生 費	313,290	286,335	26,955	12.5	9.4
衛 生 費	78,357	72,538	5,819	3.1	8.0
農 業 費	3	3	0	0.0	—
林 業 費	104,850	195,909	△ 91,059	4.2	△ 46.5
農 工 費	3,061	2,031	1,030	0.1	50.7
商 工 費	695,590	338,181	321,409	26.3	95.0
土 木 費	121,500	84,115	37,385	4.8	44.4
消 防 費	786,264	871,535	△ 85,271	31.4	△ 9.8
教 育 費	1,904	4	1,900	0.1	47,500.0
災 害 復 旧 費	76,705	53,336	23,369	3.1	43.8
公 債 費	1	1	0	0.0	—
諸 支 出	18,919	33,044	△ 14,125	0.8	△ 42.7
オ 出 合 計	2,504,842	2,215,747	289,095	100	13.1

対前年伸び率は一三・一%

教育費に七億八、六二六万四千円を計上

- 昭和五十四年度町一般会計予算は総額で二五億〇、四八四万二千円となり、オ入では、町債で西原小学校分
- 離校敷地購入費等のため六億五、三三〇万円、二六・
- 一%を占め、自主財源二八・三%、依存財源七一・七
- %となっている。オ出では、消費的経費五一・六%、
- 投資的経費四四・三%、その他四・一%となっている。

昭和五十四年度町一般会計予算は前年度の二億一、五七四万七千円に対し二五億〇、四八四万二千円対前年度伸び率も一三%と緩慢な伸びを示した。

オ 入

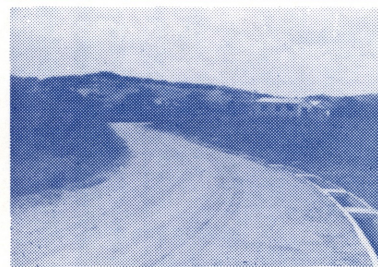
まずオ入の国庫支出金において教育費並びに土木費が大幅に伸び対前年比三四・九%、町債では西原小学校分離校敷地購入費が多額

オ入全体としては自主財源七億〇、九五〇万で二八・三%、依存財源一七億九、五三四万二千円での

オ 出

七一・七%となった。

オ出では、常勤職員及び議員、農業委員等の非常勤職員の給料、報酬等の人件費二〇・五%、事務担任者に支払う委託料、各種予防接種委託料、ワクチ代、防除農薬代、さとうきび新植促進委託料、学校給食費、小中学校教材費、その他役場、学校、保育所、中央公民館等の事務管理費の物件費一



着々と生活基盤整備。部落内道路の改良工事なども推進される。

町指定金融機関制度

◇ 町役場に琉銀派出所 ◇

町では、去った三月十四日の第二回村議会定例会で「西原町指定金融機関の指定について」の議案が可決され、四月一日からその指定を受けた琉球銀行(株)が業務をはじめた。

二日には、町役場に琉銀の派出所がお目見えし、女子行員一人が配置され、出納業務を行った。指定金融機関とは、町の公金の収納又は支払の事務を取り扱う機関であり、公金取扱の効率的運営と安全を図ることを目的として採用された。

町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、学校給食費、保育料負担金などの納入及び役場関係の支払いはすべて派出所扱い。また忙しくて役場に来られない方々のために琉球銀行本店・支店、沖縄銀行本店・支店、西原農協本店・出張所のいずれでもその



左は収入役、右は女子行員、出納室で

振込みができるようになった。それは、住民サービスを改善し推進し、新しい行政に対応していくために採用された制度であり、行財政の円滑な運営が図られるものと期待されている。

児童手当制度改正について

昭和五三年十月分からは、前年(一月から五月までの月分の児童手当については前々年)の収入について、市町村民税の所得割額が無い受給者(例えば、給与所得者について六人世帯の場合、五二年の収入がおおむね二百万円以下の方)に支給される児童手当の額が現行五千円から六千円に増額されることになった。

なお、これに伴い認定請求や現況届提出の際には市町村民税所得割額の有無について申告し、又は市町村長の証明書を提出することになります。

児童手当の認定請求について

児童手当の支給要件に該当している人でも、町長に対して認定請

求を行ない、これに対して、町長が認定することによって始めて支給を受けることになるわけですが、例え支給要件に該当していても請求をしないのでそのまましておきますと、いつまでも児童手当の支給を受けることができません。

4月1日から町指定金融機関が採用されました。

